

平成16年7月21日

市内指定居宅介護支援事業所管理者 様
市内指定訪問介護事業所管理者 様

名古屋市健康福祉局介護保険課

訪問介護サービスの通院・外出介助に係る主なQ & Aについて

「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」の第13条第1項第10号において、介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案に位置付けた居宅サービスが保険給付の対象になるかどうかを区分し、原案の内容を利用者・家族に説明の上、同意を得る旨規定(当該規定が遵守されていない場合は、介護報酬を7割に減算)されているところですが、訪問介護サービスのうち、特に通院・外出介助のサービスについては、保険給付の適否を含めて頻繁にお問い合わせをいただいているところであります。

つきましては、厚生労働省から出されております通院・外出介助に係る主なQ & Aについて下記のとおり整理をいたしましたので、居宅サービス計画の作成、訪問介護計画の作成にあたりましては、下記Q & Aの内容を十分ご理解いただきまして介護報酬の返還等が生じないようにご留意願います。

なお、下記Q & Aの整理にあたり、原文の文意を損なわない範囲で加除訂正が加えてあることをお断りいたします。

「通院等のための乗降車介助」サービスの取扱い

Q: 居宅サービス計画に「通院等のための乗降車介助」を位置付けるときに、アセスメントが適切に行われていない場合の取扱いについて

A: 「通院等のための乗降車介助」の単位を算定するに当たっては、適切なアセスメントを通じて、居宅サービス計画に位置付ける必要があると規定されている。

従って、**アセスメントが行われていない場合は、不適正な給付**として返還を求めることができる。

Q: 「通院等のための乗降車介助」を算定する事業者の体制等に係る届出について

A: 「通院等のための乗降車介助」を算定する事業者は、新たに体制等の届出(「通院等のための乗降車介助」の算定の届出)を行う必要がある。

「通院等のための乗降車介助」の算定ができる市内事業者の最新情報は、NAGOYAかいごネットで確認できます。また、新たに体制等の届出(「通院等のための乗降車介助」の算定の届出)を行わない事業者が「通院等のための乗降車介助」と同じ内容のサービスを行っても「身体介護」を算定することはできない。

従って、「通院等のための乗降車介助」の算定ができない事業者は、通院等のための乗降車介助と同じ内容のサービスを提供しても介護報酬の請求ができませんので、当該サービスを居宅サービス計画に位置付ける際は、必ずNAGOYAかいごネットで「通院等のための乗降車介助」の算定ができる事業者であることを確認してください。

なお、要介護4又は要介護5の利用者に対して、通院等のための乗車・降車の介助を行うことの前後に連続して相当の所要時間(20～30分程度以上)を要し、かつ手間のかかる身体介護を行う場合には、その所要時間に応じた「身体介護」の所定単位数を算定できるとされているが、これは「通院等のための乗降車介助」を算定する事業者を前提としていることから、この場合も、新たに体制等の届出を行う必要がある。

Q: 要支援者に対する「通院等のための乗降車介助」について

A: 「通院等のための乗降車介助」を算定できる利用者は要介護者に限られる。

ただし、要支援者に付き添い、バス等の公共交通機関を利用して移送中の気分の確認も含めた通院・外出介助を行った場合には、従来どおり、「身体介護」を算定できる。

Q: 往路は家族等が対応し、復路は「通院等のための乗降車介助」を算定することはできるか。

A: 「通院等のための乗降車介助」は片道につき算定する。従って、所定の算定要件を満たす場合は復路について算定できる。

Q: 1日に複数の医療機関を受診する場合に、医療機関から医療機関への移送に伴う介護について「通院等のための乗降車介助」を算定できるか。

A: 居宅以外において行われるバス等の公共交通機関への乗降、院内の移動等の介助などのサービス行為だけをもってして訪問介護として算定することはできない。従って、医療機関から医療機関への移送に伴う介護については、「通院等のための乗降車介助」を算定することはできない。

居宅を介さないで居宅外のみで行われるサービスは訪問介護サービスに該当しないという意。

Q: 通院等のための乗車・降車の介助の前後に連続して行われる**外出に直接関連する身体介護(移動・移乗介助、身体整容・更衣介助、排泄介助等)**は別に算定できるのか。

A: 「通院等のための乗降車介助」の前後に連続して行われる行為のうち、**外出に直接関連する身体介護(移動・移乗介助、身体整容・更衣介助、排泄介助等)**については、

* 居室内での準備や通院先での院内の移動等の介助など、通院等のための乗降介助の前後に連続して行われる**身体介護の所要時間や内容に関わらず**、「身体介護中心型」を算定できず、「**通院等のための乗降車介助**」を算定することになる。

* **ただし、要介護4又は要介護5の利用者**に対して、通院等のための乗車・降車の介助を行うことの前後に連続して、**相当の所要時間(20～30分程度以上)**を要しかつ手間のかかる、**外出に直接関連する身体介護を行う場合に限り**、その所要時間(運転時間を控除する)に応じた「**身体介護**」を算定できる。この場合には、「通院等のための乗降車介助」の所定単位数を併せて算定することはできない。

(例) (乗車の介助の前に連続して)寝たきりの利用者の更衣介助や排泄介助をした後、ベッドから車いすへ移乗介助し、車いすを押して自動車へ移動介助する場合。

Q: いわゆる介護タクシーにおける**受診中の待ち時間**(利用者が診察室に入るまでの待ち時間)の取扱いについて

A: 「通院等のための乗降車介助」は、通院等のための**外出に直接関連する身体介護の一連**

のサービス行為を包括評価しているため、通院先での受診中の待ち時間(利用者が診察室に入るまでの待ち時間)については、**待ち時間の長さや待ち時間における介護の内容に関わらず、「通院等のための乗降車介助」を算定することになり、別に「身体介護」を算定できない。**

Q:「要介護4又は要介護5の利用者に対して、通院等のための乗車・降車の介助を行うことの前後に連続して相当の所要時間(20～30分程度以上)を要し、かつ手間のかかる身体介護を行う場合には、その所要時間に応じた「身体介護」の所定単位数を算定できる。」にいう「前後の所要時間」について

A:要介護4又は要介護5の利用者に対して「身体介護」を算定するためには、通院等のための乗車・降車の介助を行うことの**前、又は後に連続して行われる手間のかかる外出に直接関連する身体介護の所要時間は、20～30分程度以上**を要する。このとき、前後の所要時間は通算できない。

なお、「身体介護」を算定する場合は、運転時間を控除して前後の所要時間を通算する。
(例)

例 は乗車前に20分の「外出に直接関連する身体介護」を行っているため、身体介護を算定できる。乗車前及び降車後の所要時間を通算して25分の身体介護(所要時間30分未満)を算定する。

例 は乗車前又は降車後に20～30分程度以上の「外出に直接関連する身体介護」を行っていないため、身体介護を算定できず、「通院等のための乗降車介助」を算定する。

移乗・移動介助	乗車介助	運転	降車介助	移乗・移動介助
20分			5分	
* 身体介護を算定できる				

移乗・移動介助	乗車介助	運転	降車介助	移乗・移動介助
10分			10分	
* 身体介護は算定できない				

Q:「通院等のための乗降車介助」の前後に連続して行われる**外出に直接関連しない身体介護**(入浴介助・食事介助等)や**生活援助**(調理・清掃等)は**別に算定**できるのか。

A:「通院等のための乗降車介助」の前後に連続して行われる行為のうち、**外出に直接関連しない身体介護**(入浴介助・食事介助等)については、**その所要時間が30分～1時間程度以上を要しかつ身体介護が中心である場合に限り**、外出に直接関連しない身体介護及び通院・外出介助を通算した所要時間(運転時間を控除する)に応じた「**身体介護**」を算定できる。この場合には、「通院等のための乗降車介助」の所定単位数は算定できない。
また、**生活援助**については、当該**生活援助の所要時間が所定の要件を満たす場合に限り**、その所要時間に応じた「**生活援助**」を算定できる。この場合には、「通院等のための乗降車介助」も算定できる。

Q:別に同乗する訪問介護員等が「通院等のための乗降車介助」のみを行い、移送中に介護を全く行わない場合(車両を運転する訪問介護員等とは別に訪問介護員等が同乗する場合)の取扱いについて

A:車両を運転する訪問介護員等とは別に訪問介護員等が同乗する場合であっても、当該同乗する訪問介護員等が「通院等のための乗降車介助」のみを行い、移送中の気分の確認など移送中に介護を全く行わない場合については、「通院等のための乗降車介助」と実質的に同じ内容のサービスであるので、「通院等のための乗降車介助」を算定することとし、「身体介護」は算定できない。

「診察時間中・人工透析時間中」の取扱いと「診察までの待ち時間」の取扱い

Q:病院において利用者が受診している間(利用者が診察室に入っている間)など、介護等を行わずに単に待っている時間については保険給付の対象としないとの見解が示されているが、保険給付の対象となる通院・外出介助について、国の考え方を示していただきたい。

A:病院での受診の待ち時間(利用者が診察室に入るまでの待ち時間)については、要介護者等の状況により常に見守り等を行う必要がある場合等は、保険給付の対象となることもありうる。

見守り等を行わない単純な待ち時間は保険給付の対象とはならない。

身体介護として区分される見守りの援助の具体的な内容については、P.4の自立生活支援のための見守りの援助の項を参照してください。

Q:人工透析のために通院する利用者の通院介助において、透析時間中の付き添い介助を依頼された場合、透析中は医療機関の看護婦等が様態確認等を行うものであり、透析時間中の訪問介護費の算定はできないと考えますがよろしいか。

A:透析時間中は算定できない。(利用者が透析室又は診察室に入っている時間中はいかなる場合も算定できない)

Q:通院・外出介助における受診中の待ち時間(受診するまでの待ち時間)の取扱いについて

A:通院・外出介助における単なる待ち時間はサービス提供時間に含まない。

院内の付添いのうち具体的な「自立生活支援のための見守りの援助」は、身体介護として算定できる。

なお、院内の付添いなど居宅以外において行われる訪問介護については、居宅において行われる目的地(病院等)に行くための準備を含む一連のサービス行為とみなし得る場合に限り認められるため、院内の付添い行為だけをもってして単独行為として算定することはできない。

自立生活支援のための見守りの援助

Q:自立生活支援のための見守りの援助の具体的な内容について

A:身体介護として区分される「自立生活支援のための見守りの援助」とは、自立支援、ADL向上の観点から安全を確保しつつ常時介助できる状態で行う見守りをいう。単なる見守り・声かけは含まない。

例えば、掃除、洗濯、調理などの日常生活の援助に関連する行為であっても、

- * 利用者と一緒に手助けしながら調理を行うとともに、安全確認の声かけや疲労を確認する
- * 洗濯物を一緒に干したりたたんだりすることにより自立支援を促すとともに、転倒予防等のための見守り声かけを行う
- * 痴呆性の高齢者と一緒に冷蔵庫のなかの整理等を行うことにより生活歴の喚起を促す
- * 車イスでの移動介助を行って店に行き、本人が自ら商品を選ぶように援助するという利用者の日常生活動作能力(ADL)や意欲の向上のために**利用者と共に行う自立支援のためのサービス行為は「身体介護」**に区分される。
- 掃除、洗濯、調理をしながら**単に見守り・声かけを行う場合は「生活援助」**に区分される。
- また、利用者の身体に直接触れない、見守りや声かけ中心のサービス行為であっても、
- * 入浴、更衣等の見守りで、**必要に応じた介助、転倒予防のための声かけ、気分の確認**などを行う
- * ベッドの出入り時など自立を促すための声かけなど、声かけや見守り中心で**必要な時だけ介助を行う**
- * 移動時、転倒しないように側について歩き、**介護は必要時だけで、事故がないように常に見守る**という介助サービスは自立支援、ADL 向上の観点から**「身体介護」**に区分される。
- そうした要件に該当しない単なる見守り・声かけは訪問介護として算定できない。

Q:通院・外出介助および自立生活支援のための見守りの援助の区分について

A:通院・外出介助および**自立生活支援のための見守りの援助**は従来どおり「身体介護」の区分に含まれる。

「身体介護」および「生活援助(旧家事援助)」の具体的な取扱いは「訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について」(平成12年3月17日老計10号)を参照すること。

公共交通機関又は一般タクシー等の利用による通院・外出介助

Q:公共交通機関による通院・外出介助について

A:要介護者又は要支援者に付き添い、バス等の公共交通機関を利用して移送中の気分の確認も含めた通院・外出介助を行った場合には、従来どおり、「身体介護」を算定できる。
なお、タクシーも公共交通機関に含まれる。

Q:事業者が**車と運転手を無償で提供**し、(運転手とは別の)ヘルパーが**利用者の介助**を行う場合、通院介助を介護保険で算定できるか。

A:運転手が別にいて、利用者に対して専従のヘルパーが付いていれば乗車時間(**常時の見守りが必要な場合に限る。**)についても**身体介護の算定**は可能である。

居宅を介さないで行われるサービス

Q:病院内のみの通院介助について介護報酬を算定できるか。

A:訪問介護は居宅でのサービスを前提にしており、例外的に通院介助等の外出を認めているので、**病院内のみの介護は認められない。**

一連のサービス行為

Q:朝ヘルパーが診察券を窓口に出し、昼に通院介助、後で薬をヘルパーが取りに行く場合、朝・夕のサービスに対する報酬は、それぞれについて算定するのか、朝・夕を一連の行為として算定するのか。

A:朝・夕のサービスを、居宅サービス計画上では、昼の通院介助を含めて1回の訪問とみなし、報酬の対象として差し支えない。**ただし、このような取扱いが通院介助に限定されるものである。**

A:通院の往復は利用者の夫が運転する自家用車で行い、訪問介護員が外出準備→車の乗降介助→受診の手続き及び院内の移動介助を行うも、訪問介護員が自家用車に同乗できない場合、通院介助として一連のサービス行為は成立しているため、利用者が自家用車に乗車している時間を除き通院介助の算定が可能と考えるが如何。

Q:貴見のとおり。

通院・外出介助のみの居宅サービス計画の作成

Q:**利用者から居宅サービス計画に通院・外出介助のみ盛り込むよう希望**があった場合、このような計画を作成することについての可否如何。

A:介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成にあたって、利用者の有する能力や置かれている環境等の評価を通じて、現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握することとされている(指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第38号)第13条第3号)。

従って、安易に利用者の希望に応じるのみではなく、日常生活全般を支援する観点から通院・外出介助以外のサービスの要否についても、利用者等との面接等を通じて十分に検討する必要がある。また、通院・外出介助を居宅サービス計画に盛り込む場合には、上記の課題の把握・分析の結果やサービス担当者会議での意見等を踏まえ、利用者の自立支援の観点から真に必要なかを検討する必要がある。このような居宅介護支援の考え方や、通院・外出介助が必要な要介護者等については通常他のサービスも必要であること等を踏まえれば、**質問のような特定のサービス行為のみを盛り込む居宅サービス計画は想定されない。**

2人の訪問介護員等によるサービス提供

Q:通院・外出介助において、利用者の状況等により、2人の訪問介護員等によるサービス提供が必要となった場合の取扱いについて

A:通院・外出介助において、**1人の訪問介護員等が車両に同乗**して気分の確認など移送中の介護も含めた介護行為を行う場合は、**当該訪問介護員等は「身体介護」を算定する**が、このとき、**当該車両を運転するもう1人の訪問介護員等**は、サービス行為の所要時間や内容に関わらず、別に**「通院等のための乗降車介助」を算定することはできない。**

ただし、例えば、重度の要介護者であって、体重が重い利用者に重介護を内容とする訪問介護を提供する場合や、エレベーターのない建物の2階以上の居室から外出させる場合など、利用者の状況等によりやむを得ずに2人の訪問介護員等によるサービス提供が必要となった場合に限り、2人の訪問介護員等によるサービス提供時間に応じた「身体介護」

の100分の200に相当する単位数を算定できる。

また、上記の場合において、例えば、2人の訪問介護員等が移動介助・乗車介助を行い、その後、1人の訪問介護員等が移送中の介護も含めた介護行為を行う場合は、2人の訪問介護員等によるサービス提供時間が全体のサービス提供時間に占める割合が小さいため、それぞれの訪問介護員等のサービス提供時間に応じて訪問介護員等ごとに「身体介護」を算定できる。

遠距離の通院・外出介助に対するサービス提供拒否

Q：遠距離にある病院等への通院・外出介助であることをもってサービス提供を拒否することは、正当な拒否事由に当たるか。

A：居宅サービス運営基準第9条で指定訪問介護事業者は正当な理由なくサービス提供を拒否してはならないこととされているが、サービス提供を拒否することのできる正当な理由がある場合とは、

当該事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合

利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外にある場合

その他利用申込者に対し自ら適切な指定訪問介護を提供することが困難な場合とされている(居宅サービス運営基準解釈通知第3 - 3(2))。

従って、単に遠距離にある病院等への通院・外出介助であることを理由としてサービス提供を拒否した場合、居宅サービス運営基準第9条に違反する。

運転時間中の取扱い

Q：指定訪問介護事業所の指定を受けているタクシー会社(いわゆる介護タクシー)において訪問介護員の資格を有する運転手が、タクシーを運転して通院・外出介助を行う場合は、運転中の時間も含めて介護報酬を算定してよいのか。

A：居宅を訪問した訪問介護員がタクシー運転手のみの場合は、運転中は運転に専念するため介護を行い得ず、また、移送(運転)の行為は、訪問介護サービスに含まれないことから、**運転中の時間は介護報酬の算定対象とはならない。**ただし、利用者の心身の状態等から走行中にも介護の必要があり、**運転手以外に同乗した訪問介護員が介護を行うのであれば、走行中に行う介護の時間も介護報酬の算定対象となる。**

乗合形式による通院・外出介助

Q：いわゆる介護タクシーが利用者に対して通院・外出介助を行う場合に、運転手兼訪問介護員が数人の利用者宅を回り、「相乗り」をさせて病院等へ移送し、介助を行うことは可能か。

A：~~訪問介護サービスは、介護保険法上「居宅において、行うこととされていることから明らかに、利用者の居宅で、訪問介護員が利用者に対して1対1で提供するサービスであり、通所介護や施設サービスなどのように複数の利用者に対して集団的なサービス提供を行うものではない。設問のような形態は、乗車・降車場面では利用者と訪問介護員とが1対1となっているようではあっても、運転中も含めた一連のサービス行為の中では集団的なサービス提供が行われているものであり、このようなサービスの一部のみを捉えて、訪問介護サービスに該当するものとはいえない。~~——> 平成15年3月3日の留意事項通知により

下記のように変更

複数の要介護者に「通院等のための乗車又は降車の介助」を行った場合であって、乗降時に1人の利用者に対して1対1で行う場合には、それぞれ算定できる。なお、効率的なサービス提供の観点から移送時間を極小化すること。

外出介助の範囲

Q:選挙の投票に行くために、ヘルパーが利用者を投票所まで介助することは、訪問介護として認められるか。

A:認めて差し支えない。

Q:近所のスーパーマーケットでカラオケ大会があり訪問介護で付き添いを希望されている。自宅での着替えと車椅子への移乗と会場までの車椅子介助、大会中の見守り、終了後自宅までの車椅子介助とベッドへの移乗と着替えの介助を行うのは、外出介助あるいは自立支援のための見守りの援助に該当するか。それとも、日常生活支援に該当しないと判断するのか。

A:カラオケ大会への付き添いは日常生活支援に該当しないものとする。

前後の着替え、車椅子、ベッドへの移乗については、更衣介助あるいは移乗介助に当たる行為として身体介護を算定できる。

Q:利用者が冠婚葬祭に出席するに際し、外出介助として、利用者が居宅を出てから帰宅するまで訪問介護員が同行し、出席先での食事の介助、トイレの介助等を行った場合、介護報酬の算定は可能か。

A:冠婚葬祭への出席は基本的には家族親戚地縁者等が介護を兼ね同行するのが通例であり、必要があれば市町村事業である生活支援事業等を利用されたい。

Q:「訪問介護の範囲」に対する厚生労働省の回答に、「利用者の趣味趣向に関わる行為について介護保険でサービスを提供することは適当でない」とあるが、次の行為の付き添いは訪問介護の外出介助として算定できるか。

盆踊りなどの地域行事への参加

冠婚葬祭

病院へのお見舞い

通所介護の往復(家族が運転する車にヘルパーが同乗)

通所介護、介護保険施設の見学(今後受けるサービスを選択する目的)

買物(車椅子での移動介助を行って店に行き、本人が自ら品物を選ぶよう援助)

A: ~ は算定不可(~ は通所介護の送迎を利用)。 ~ は算定可。

A:夫(82歳、要支援)が入院中の妻(76歳、要支援)をお見舞いに行く際の付き添いは、算定可能か。

Q:日常生活上必要性が認められる病院への**頻繁でない見舞い**であれば、外出介助としての身体介護を算定できる。ただし、夫の病室までの往復にかかる外出介助行為に限定されるものである。

Q: 障害者団体が企画した日帰りレクリエーション活動に参加する際の外出介助について介護報酬の算定はできるか。

A: 事例の場合は障害者施策、その他生活支援事業等で対応されたい。(算定不可)

Q: 家に風呂のない利用者(1人で入浴できる)の銭湯での入浴は、利用者の日常生活の一部であり、この往復のための介助は、平成12年3月17日老計第10号1-6「自立生活支援のための見守りの援助」に該当すると思われるので身体介護として算定できると考えるがよろしいか。

A: 基本的には、ボランティアまたは生活支援事業等の利用が望ましいが**保険者の判断により保険適用を妨げるものではない**。また、介護保険制度下では、訪問入浴、通所介護事業を利用されることもケアマネは考慮するべきであろう。なお、銭湯に1人で入浴できる者が、保険で行う外出介助を利用しなければならない状態像がいかなる身体程度なのか疑問がある。

Q: 介護保険における訪問介護として、**散髪のための外出介助**を認めて差し支えないか。

A: 一般的に単に散髪のための外出介助については、生活支援事業等を利用されたい。なお、地域の状況を判断し、他のサービス、ボランティア事業等の利用が困難な場合、**保険者の判断で例外的な行為として(保険適用を)阻むものではない**。

Q: [1]居室から次の場所(目的地)への外出(公共交通機関での移動)介助を行い、当該地での付き添い等身体介護を行う場合の介護報酬の算定の取り扱いは次のとおりでよろしいか。

銭湯→日常生活上必要な入浴であって、居室に浴室がない等**居宅での入浴が不可能な場合は**、銭湯も居宅(日常生活の場)の延長ととらえて、銭湯までの移動介助及び銭湯での入浴介助について**算定可**。

これ以外の場合(温泉等娯楽のための入浴の場合又は居宅での入浴が可能な場合等)は算定不可。

職場→日常生活の場ではないため、移動介助及び職場内での付き添い介助ともに**算定不可**。

公共施設→日常生活上必要な要件(申請、届出等生活上必要な手続き)である場合は、移動介助及び施設内での付き添い介助について**算定可**。

これ以外の場合は算定不可。

[2] と で算定可の場合について、居室からの移動介助がなく、**当該地での付き添い等身体介護のみの場合**(移動は家族等により行い、ヘルパーは当該地に直行。)は、居宅からの移動介助がないため**算定不可**としてよろしいか。

A: [1] について、**居宅に浴室がない場合は**、日常的に必要な入浴であれば訪問入浴やデイサービス等の利用が前提であるが、それが困難な場合は例外的に、銭湯事業者や他の銭湯利用者の了解、事故が起こった場合の責任、ヘルパーの理解を含め訪問介護事業者等との調整の上、**保険者の判断で行う必要がある場合は(保険適用を)妨げるものではない**。

については貴見のとおり。

について、公共施設内の介助は一義的に公共施設の責任において介助するのが基本であろう。

公共施設における介助が期待できない場合は、算定可と解する。

[2]については、基本的に貴見のとおり。

なお、介護保険における訪問介護員は専門的な訪問介護を行うものでガイドヘルパーではない。必要であれば生活支援事業、ボランティア等を利用されたい。

Q: 要介護度3の認定を受けた単身の被保険者が、仕事(建設会社社長)で工事現場へ行かれるが、そこでの排泄介助や移動介助等が必要なためホームヘルパーを工事現場へ派遣して訪問介護サービスを行う場合、介護保険の対象となるか。

A: 訪問介護とは、利用者の居宅において行われる入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の介護であり、居宅外で想定できるのは、通院に係る外出介助である。事例のような場合、保険適用事由としては適当ではない。(算定不可)

Q: いわゆる介護タクシーのサービスについては、医療機関への通院介助については保険給付として適当と考えるが、以下の事例についてご教示いただきたい。

- (1) 老人保健制度における、柔道整復師による施術のための通院介助
- (2) 老人保健制度における、はり師による施術のための通院介助
- (3) 老人保健制度における、きゅう師による施術のための通院介助
- (4) 老人保健制度における、あん摩マッサージ指圧師による施術のための通院介助
- (5) マッサージ指圧のための通所介助
- (6) カイロプラティックのための通所介助

県回答: 介護保険法上、訪問介護は居宅において行われるものとされているが、通院は、要介護者等の日常生活上必要なことであることから例外的に保険給付の対象として認められている。したがって、その通院が日常生活上必要かどうか、要介護者等の身体状況等から通院のために介助が必要かどうかの2点を満たすかどうかで個別に判断することとなるが、医療保険が適用される療養は日常生活を営む上で必要と考えられることから、事例の介護保険給付については、(1)～(4)算定可、(5)～(6)算定不可。

A: 貴見のとおり個別に判断するものであり、医療保険対象か否かのみで判断できず、従って上記(1)～(6)全て一概に給付対象若しくは対象外とは言えない。当該利用者のサービス利用のあり方等を勘案しモラルハザードがおこらないよう総合的に判断されるべきである。

本市では医療保険が適用される場合、通院・外出介助の範囲として認めている。

Q:通所サービスと訪問サービスとを重複して同一時間帯に利用することはできるか。

A:介護保険の給付対象とはならない。例えば、利用者が通所サービスを受けている間に本人不在の居宅に訪問して掃除等を行うことについては、訪問介護の家事援助として行う場合は、本人の安否確認・健康チェック等も併せて行うべきものであることから、訪問介護の給付対象となるサービスとは認められない。(訪問介護員は「ホームヘルパー」であって「ハウスキーパー」ではない。)

Q:複数の要介護高齢者がいる世帯に1人のヘルパーが派遣される場合の取扱いはどうなるか。

A:それぞれに標準的な所要時間を見込んで居宅サービス計画上に位置づける。

例えば、要介護高齢者夫婦のみの世帯に100分間訪問し、夫に50分の身体介護サービス、妻に50分の身体介護サービスを提供した場合、夫、妻それぞれ402単位ずつ算定される。ただし、家事援助については、要介護者間で適宜所要時間を振り分けることができるものとする。

Q:通院介助の待ち時間はサービス時間に含まれるか。

A:~~含まれる。従って、場合によっては長時間にわたることも考えられるので、利用者の立場に立ち、極力効率的にサービス提供がなされるよう工夫が必要。~~ → P4参照

Q:通院介助について、効率的なサービス提供の観点から待ち時間を極小化するために、朝ヘルパーが診察券を窓口に出す(所要時間30分未満)、昼に通院介助(往復時間+診察時間)、後で薬をヘルパーが取りに行く(所要時間30分未満)とした場合、朝・夕のサービスに対する報酬は、それぞれを家事援助の1時間未満として算定するのか、朝・夕を一連の行為として合計して家事援助の延長単価を用いて算定するのか。

A:これらは、通院介助として、一連の行為とみなすことも可能なものであることから、利用者に対する適切な説明を行い、ご理解いただいた上、朝・夕のサービスを、居宅サービス計画上では、昼の通院介助に含めて1回の訪問とみなし、報酬の対象として差し支えない。ただし、このような取扱いは通院介助に限定されるものである。

Q:深夜2人でサービス提供を行った場合、2人分の報酬を算定できるか？

A:できない(2人で訪問しても報酬は1人分)。ただし、利用者側の希望により深夜2人派遣を行う場合には、報酬に200/100を乗じて算定(2人分の報酬が算定)できる。

Q:給付対象となる「訪問介護」を1日に数時間組み込み、24時間のうちの残りの時間を利用者とヘルパー個人との間で「家政婦」としての契約し、いわゆる「住み込み」によるサービス提供を行うことは可能か？

A:給付対象として組み込んだ1日のうちの数時間の訪問介護とその残りの時間に行われるサービスとの間で、サービス内容が明確に区別できないで、かつ、残りの時間のサービスに対して利用者から支払を受ける費用の額との間に合理的と認められない差額がある場合には、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号)第20条第2項に抵触することとなる。

例えば、同一の介護者が、同一日に4時間は「訪問介護員」、20時間は「家政婦」として家

事や介護のサービスを行うとすれば、「サービス内容が明確に区分できない」状態と見なされる。

Q: 訪問介護深夜帯 11:30～1:30(1時間未満)で、かつ月をまたがる場合の支給限度管理はどちらの月で行うのか。また、サービス利用票の記入の仕方は…。

A: サービス提供の開始時刻の属する区分(前月)により管理すること。

Q: A市(特甲地)に本拠地のある訪問介護事業所が、B市(乙地)に出張所(サテライト事業所)をもっている場合、この出張所に常勤している訪問介護員が行う訪問介護は、地域区分として、乙地で請求することになるのか。

A: 本拠地の特平地ではなく、訪問介護を提供した出張所(サテライト事業所)の地域区分である乙地の区分で請求することになる。

明細書の記載としては、「請求事業者欄」には、事業所番号が附番されているA市にある事業所の状況を記載することになるが、給付費明細欄にある「摘要欄」に「ST」(サテライト事業所の略称の意味)を記載し、「請求額集計欄」にある「単位数単価」は乙地の10.18円/単位を記載する。

Q: 短期入所期間中に人工透析等で通院する必要がある場合、付き添いに係る費用は介護報酬に含まれるものであり、施設入所の場合と同様、別途利用者から徴収できないと考えるがいかがか。

A: 貴見のとおり通院について利用料の徴収はできない。なお、人工透析中の管理については、人工透析を行う医療機関に一義的な責任があると考えられる。